

議 第 七 号

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年四月二十一日

提 出 者

議員	提出者
柿沼敏万	木村勝好
榎原哲	田村稔
福島かずえ	辻隆一
〃	〃

仙台市議会議長
野田 讓 様

仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年仙台市条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十三年五月二日」を「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条第一項の政令で定める日」に改める。

(仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年仙台市条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十三年五月二日」を「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条第一項の政令で定める日」に改める。

(仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 仙台市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年仙台市条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十三年五月二日」を「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条第一項の政令で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴い議員の任期満了による選挙の期日及び任期が変更されたため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。